

令和8年度 和佐小学校 防災計画

(1) 目標

学校における災害を未然に防止するため、防災及び耐震管理の徹底を期し、不時の火災その他の災害から児童を守るとともに、物的被害を最小限に食い止めることに努める。

また、児童が自分の身を守るため、防災意識を高めさせる。

(2) 具体的内容

1 学期 児童の退避訓練（地震・火災）・・・・・・・・授業中

2 学期 児童の退避訓練（地震・津波）・・・・・・・・授業中（緊急地震速報）

2 学期 児童の退避訓練（不審者）・・・・・・・・授業中

3 学期 児童の退避訓練（地震・火災）・・・・・・・・休憩時間

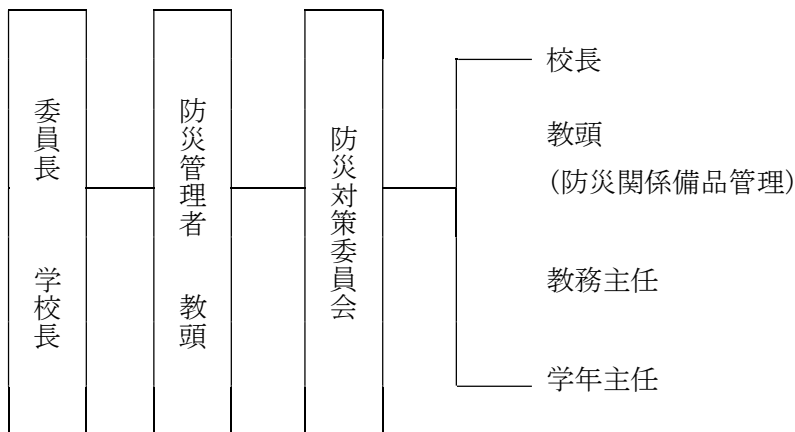
※年度によって地震の避難訓練は時期の変更をしてもよい。

【 年間計画 】

	1 学期	2 学期	3 学期
1 年	・地震・津波のを知り、早く避難しなければならないことを知る。	・学校や自宅周辺の避難場所を知る。	・地震から身を守るための正しい行動を知る。
2 年	・津波とはどのようなものかを知り、すぐに高いところへ避難しなければならないことを理解する。	・津波の高さについて知り、どこに避難すればよいのかを考える。	・地震の時、自分の身の周りに起きる危険を知り、地震から身を守るための正しい行動を知る。
3 年	・地震とはどのようなものかを知り、地震から身を守るための方法を知る。	・津波とはどのようなものかを知り、安全に早く避難するための方法を理解する。	・地震や津波が起こった時の学校や自宅周辺の避難場所を知り、身を守るための正しい行動を考える。
4 年	・地震の特徴を知り、地震から命を守るための避難方法を知る。	・津波が起きる仕組みを知り、安全に早く避難するための様々な方法を考える。	・地震や津波が起きた時の学校や自宅周辺の避難場所を知り、自分たちの身を守るための正しい行動を考え、防災意識を高める。
5 年	・地震や津波から身を守るため、安全に避難するための方法や心構えを理解する。	・地震や津波の発生メカニズムを知り、津波の伝わり方等について理解する。	・校区内の津波避難場所やその周辺についての情報を深め、正しく避難できる方法を考える。
6 年	・地震や津波から正しく安全に避難するための方法や心構えを考え、理解する。	・地震や津波の発生メカニズムを知り、津波の伝わり方や破壊力について理解する。	・防災マップ作りをし、生活の場面ごとにどの避難場所が最適なのかを知り、避難方法を考える。

(3) 組織

① 防災委員会



② 防災管理組織

委員長	校長	防災管理者	教頭	日常点検班	施設	設備	係	
					火気取扱施設	校務員室 職員室 理科室 家庭科室 保健室	校務員 教頭 事務 理科主任 家庭科主任 養護教諭	
					電気設備		教頭	
					自動防火壁		教頭 各階の一番近い教室の担任	
					消火設備	防火設備・消火器	防災担当 若竹学級指導員	
					警報設備	火災報知器	教頭 若竹学級指導員	
					火元責任者	施設	係	施設
各教室	各学級担任	図工室	図工主任					
職員室	教頭 事務	多目的室	音楽主任					
校長室	校長	音楽室	音楽主任					
女子更衣室	音楽主任	図書館	図書館教育主任					
校務員室	校務員	会議室	教頭					
保健室	養護教諭	物置	教頭					
体育館	体育主任	ポンプ室	教頭					
体育倉庫	体育主任	プロパン庫	校務員					
プール	体育主任	石油庫	校務員					
放送室	教頭	給食室	給食主任					
理科室	理科主任	若竹学級	若竹学級指導員					
家庭科室	家庭科主任							

③ 自衛消防組織

自衛消防隊長 校長	副隊長 教頭	連絡通知	校内放送 外部連絡	教頭 事務
		重要物品	持出し	教頭 事務 専科
		消防	初期消火	各階 1 名
		児童誘導	児童誘導・人員確認	各担任
		救護	適切な処置	養護 保健主事
		児童管理	児童の安全管理	各担任

(4) 地震発生時の安全対策

地震に備え、日常の点検並びに訓練を通して防災への意識・習慣を高める。

- ① 校舎内外の安全を確保し、緊急時の附則の事故を未然に防ぐ。
 - ・地震に対する視点で安全点検をする。
 - ・緊急時の避難経路を想定し、確保のための対策をする。
- ② 地震に対する正しい認識を深め、日常生活の中での意識化・習慣化を図る。
 - ・訓練を通して避難訓練を身につける。
 - ・地震についての理解を深める。

(5) 避難(訓練)

避難訓練を各学期に 1 回実施し、児童の避難安全確保に努める。

- ① 火災による避難 (訓練)
 - (確認) 火災発生場所を確認する。
 - (合図) ベル・校内放送により指示する。119 番通報。
 - (避難)
 - ・避難計画による (別紙による避難訓練)
 - ・組織表により隊長の指揮のもと、適切な措置をとる。
 - ・消火可能な場合は担当職員が初期消火に当たるが、あくまでも児童の避難を主とする。
 - ・計画に従って対処する。
- ② 地震による避難 (訓練)
 - (授業中)
 - ・机の下などに身をかくし、安全を確保する。
 - ・発生と同時に出口の確保と火気・火元の始末をする。
 - ・地震のおさまるのを待って、放送などの指示に従い、安全な場所に避難する。
 - ・移動に当たっては、頭部を座布団や鞆、手などで守る。
 - (休憩中)
 - ・その場で安全を確保する。(最善の方法を判断して行動できるようにする。)
 - ・職員は、各自その場で指示を出し、避難計画に従って児童の安全確保に努める。

(6) 風水害・地震時の措置

【和歌山市に暴風警報・※レベル3大雨警報・※レベル3土砂災害警報発表時の登下校】※レベル3以上はすべて含む

	発表状況	措 置
登 校 前	午前8時まで発表中	・自宅待機
	午前8時までに解除	・各警報が解除されたら登校させる。授業は午前中。・給食停止 ・ただし、地域の状況により、登校が危険と思われる場合(通学路の冠水等)は自宅待機させる。
	午前8時以降に解除	・臨時休業
登 校 後	下校までに 発表された場合	・状況を判断して「LINE スクール連絡帳」で連絡し、保護者の方が迎えに来る。 (下校がより危険と考えられる場合は、危険性がなくなるまで学校待機とする。) ・保護者に連絡がつかない場合は学校で待機させる。 ・レベル4危険警報、レベル5特別警戒警報発表時は学校待機とする。

【和歌山市で震度5弱以上の地震が発生した場合の登下校】

	措 置
登 校 前	・臨時休業。 ・震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発表される等危険が予測される場合も、臨時休業。
登 校 後	・全児童学校待機とし、保護者の方々の安全の確保ができ次第お迎え。 ・お迎えは『緊急引き渡しカード』への記載されている「保護者」または「引き受け人」への引き渡しのみとし、児童の安全確保のため個別下校は行わない。

・震度5弱未満の場合でも、緊急下校させる場合もあります。緊急下校させる場合は「LINE スクール連絡帳」で連絡する。

【緊急時引き渡しカード】

- ・(学校用)(自宅用)2枚に同じ内容を記入し、(学校用)を学校で保管し、引き渡し時に確認のために活用する。
- ・緊急下校時には基本的に保護者の方にお迎えに来てもらうが、どうしても来られない場合、「引き受け人」の欄に記入している方にお迎えに来てもらう。
- ・緊急の連絡はメール連絡システム「LINE スクール連絡帳」で連絡する。緊急事態が予想される場合、学校の電話はそのような情報を受けるために開けておく。できるだけ速やかに、安全に下校させるため、学校から連絡することは大変難しい状況になるので、理解と協力を得る。

○『南海トラフ地震臨時情報』が発表された時の防災対応

- ・自治体の呼びかけに従い、巨大地震の発生に備えて、日ごろから地震への備えの再確認、できるだけ安全な防災行動をとることを心掛ける。
- ・防災マニュアルの再確認をする。